

令和 7 年度吉野熊野国立公園吉野地域における
公園計画の点検に向けた情報収集整理等業務
仕様書

1. 業務の目的

吉野熊野国立公園は、昭和 11 年に国立公園指定され、昭和 63 年に公園計画の全般的な見直しが実施されている。その後、吉野地域においては、平成 18 年 1 月に第 2 次点検が実施された以降 20 年近く点検が行われていない状況である。また、平成 21 年 6 月には自然公園法改正によって目的規定に「生物多様性の確保に寄与する」ことが追加され、わが国の生物多様性を保全する屋台骨としての役割をより積極的に担っていくことが求められるようになった。さらに、近年では自然環境に関する科学的知見の集積が進むとともに、より深い自然体験を求める公園利用の形態の変化等、国立公園を取りまく自然環境、社会状況は大きく変化しており、国立公園にふさわしい自然の風景地について、改めて評価することが求められている。

本業務は、吉野地域における公園計画の点検に向けて、重要な自然環境等の情報について収集し、点検の際の基礎的データを収集、整理するものである。

2. 業務実施期間

契約締結時から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

3. 業務対象地域

吉野熊野国立公園吉野地域（吉野熊野国立公園のうち奈良県吉野町、五條市、天川村、川上村、上北山村、下北山村、十津川村、三重県大台町に係る地域）及び別紙 3 に示す隣接地域とする。

※別紙 1 のとおり

4. 業務の内容

(1) 業務打合せの実施

業務を適正かつ円滑に実施するため、環境省吉野管理官事務所担当官（以下、「担当官」とする）と常に密接な連絡を取って進めること。本業務開始時に 1 回、中間 1 回、成果物提出前に 1 回の計 3 回程度打合せ（オンライン可）を行い、その都度、打ち合わせ結果を書面に記録し、担当官に提出すること。初回打合せ時には、業務工程表、業務組織表等を含めた「業務計画書」を作成し、担当官に提出すること。

(2) 公園計画の変更にあたっての自然情報の情報収集及び整理

[「国立公園及び国定公園の調査要領」](#)（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305172

号) (以下、「調査要領」とする。)に基づき、以下の景観要素①～⑤について、情報収集及び整理を行うこと。なお、事前に①～⑤ (③については必須とする) に関して知見を持つ有識者 3 名程度にヒアリング (1 回あたり 2 時間程度、対面を想定) を行い、収集すべき要素について候補を絞った上で情報収集を行うこと。有識者については候補者を提案し、担当官と協議の上決定し、日程調整・依頼及び謝金の支払いを実施すること。謝金は、1 時間あたり 7,100 円とする。

① 地形

縮尺 2 万 5 千分の 1 地形図 (国土地理院発行) 及び衛星写真又は航空写真等を参考に、別紙 2「表① 地形項目」に該当する地形の分布について、自然環境保全基礎調査自然景観資源調査 (令和 7 年 4 月時点で最新のもの)、日本の典型地形 (国土地理院)、奈良県版レッドデータブック 2016 改訂版 (奈良県の地形) 三重県レッドデータブック 2015 (三重県の自然環境のうち大台町) に選定されている地形を調査し GIS データ化すること。特に重要な地形については、成因、伝説、いわれ、地名の由来等に関する情報収集を行い整理すること。

② 地質

縮尺 5 万分の 1 地質図 (産業技術総合研究所発行) を基本とし、該当するものがない場合には、同所発行の縮尺 7 万 5 千分の 1 又は縮尺 20 万分の 1 地質図を参考に、以下の項目ア～オに該当する公園利用上重要なもの (露頭等の観察に適しているもの) の分布状況を調査し、GIS データ化すること。特に重要な地質については、地質の成因、重要性 (地史等を説明する背景、生物の生息・生育・植生遷移等を制限するメカニズム等) に関する情報収集を行い整理すること。

ア 地球の地史又は日本列島の形成過程を知る上で重要な地質

イ 特徴的な生物の生息・生育基盤として重要な役割を果たしている地質 (蛇紋岩、かんらん岩、石灰岩等)

ウ 植生遷移の進行状況に影響を与えている地質のうち重要なもの

エ 典型性・希少性の観点から重要な地質

オ 化石を産する地質のうち重要なもの

③ 植生及び野生生物

以下のア～エについて調査すること。

ア 以下の(i)～(ii)の項目に該当する項目について、野生生物の分布状況を文献等により調査し、文章でとりまとめること。

(i) 当該地域の固有種、絶滅のおそれのある種、南限・北限等の分布限界種、遺存種等の分布に特徴がある種が分布する地域

(ii) お花畑、湿生花園、新緑・紅葉、巨樹・巨木等、優れた自然景観が見ら

れる地域

- イ 既存の縮尺2万5千分の1植生図（自然環境保全基礎調査植生調査）のGISデータを収集する。なお、該当するものがない場合には、紙地図で同調査の縮尺5万分の1を収集しGISデータ化すること。
- ウ 既存の森林基本計画図（民有林及び国有林）のGISデータを収集のうえ、林齢、樹種等について整理すること。また、入手したGISデータから森林地域に関して土地所有の整理を行うこと。
- エ 日本の重要湿地500（平成14年、環境省）、特定植物群落（第2・3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査）、原生流域（第5回自然環境保全基礎調査河川調査）、重要野鳥生息地（日本野鳥の会選定）、奈良県版レッドデータブック2016改訂版、三重県レッドデータブック2015等に選定されている生態系について、GISデータを収集又は文献等により調査しGISデータ化すること。

④ 自然現象

特定の場所において恒常的又は繰り返し出現するもので、別紙2「表2 自然現象」に記載にあるものの出現場所・範囲を文献等により調査し、GISデータ化すること。特に重要なものについては、自然現象の発生メカニズム、観察できる時期・条件等に関する情報収集を行い整理すること。

⑤ 文化的景観

周囲の自然環境と調和し、一体をなして存在するもので、別紙2「表3 文化的景観」の分布を文献等により調査し、GISデータ化すること。特に重要なものについては、伝統、伝説、いわれ、農業及び漁業の維持管理手法、行事及び祭りの手順、民謡の歌詞等に関する情報収集を行い整理すること。

⑥ 特筆すべき地域

以下の地域（位置は別紙3参照）については、上記①～⑤について個別に整理すること。

- ・吉野郡川上村、大峯奥駈道のうち青根ヶ峰から大天井ヶ岳までの区間（公園区域外）
- ・吉野郡上北山村、ナメゴ谷（普通地域）
- ・吉野郡上北山村、尾鷲道（普通地域）
- ・吉野郡下北山村、不動七重の滝周辺（普通地域）

また、大峯奥駈道全体については、下記の課題についても同様の観点から整理すること。

- ・稜線沿いである大峯奥駈道は大部分が特別保護地区や第一種特別地域となっているが、周辺は普通地域となるエリアが多いこと（格上げ候補となる区域が存在するかの検討が必要）

(3) 業務対象地域の区域区分データの作成

既存の公園区域図をもとに、区域区分線を GIS データ化すること。区域区分線が地形図上で確認できない線種（林班界等）の場合は、その線種を確認できる図面、衛星画像等を必要に応じて GIS 上で位置合わせ（補正、地理座標付加等）した上で、データ作成の根拠図として使用し、区域区分線を作成すること。この方法により GIS データ化した場合の精度が不明確な場合（災害危険区域線界等）、オンラインによる根拠図の入手が不可能な場合（地番界等）、現地に行かなければ確認できない場合（工作物（除界等）等 GIS 上で確認が困難な場合は、担当官の指示又は提供した副図を参照してデータ化するとともにその個所、必要な根拠図や代替線の提示を業務 4 (5) ②で行うこと。

(4) GIS データ等及び印刷レイアウトの作成について

(2)(3)における GIS データの作成にあたっては、以下を基本とし詳細については担当官と協議すること。

- ・GIS データ作成の基図は、地理院タイルの標準地図、縮尺は 2 万 5 千分の 1 とし、副図が必要な場合は 5 千分の 1 程度とする。
- ・的に表示できるポリゴンデータ、区間を表示できるラインデータ、及び地点等を表示できるポイントデータを Shapefile 形式で作成する。各データの属性として、ポリゴンデータには区域等名称、区域の種類、县市町字名、面積等、ラインデータには線名称、線の種類、起終点、延長等、ポイントデータには地点名称、地点の種類等を入力すること。
- ・非デジタル資料（紙地図）の場合は、スキャンして画像データ化し、GIS 上で位置合わせ（補正、地理座標付加等）をした上で、レイヤーファイルとして保存すること。
- ・画像データは、参照する際に必要な精度等に応じて解像度（600dpi 程度）を設定し、TIFE 形式もしくは JPEG 形式で保存すること。
- ・収集及び作成した GIS データは、レイヤーファイルとして保存し、各情報を重ねて表示できるようにすること。

収集及び作成した各 GIS データ 6 種類（4. (2)①～⑥）をもとに、業務範囲（A3 版で 20 枚程度）をレイアウト調整したマップドキュメントファイルを作成すること。表示（印刷）内容については、標題、基図（縮尺 2 万 5 千分の 1）、各 GIS データ、

磁北、縮尺、凡例等とする。

(5) 次年度業務に向けた検討

業務 4. (1) ～ (4) の結果及び調査要領並びに「国立公園の公園計画作成要領等について」(令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 2204015 号、環境省自然環境局長通知[別紙 1](#)、[別紙 2](#)、[別紙 3](#)) を踏まえ、次の①～②の事項について提案すること。

- ① 保護規制計画の変更(区域線明確化・格上げ・格下げ)及び施設計画の変更(追加、修正、削除)にかかる候補地の提示及び現地調査方法並びに検討方法(文献資料、ヒアリング、森林地域を除く土地所有者や各種権限・制限等)を提案すること。
- ② 当該公園区域全域の景観の資質の調査及び評価方法・行程(調査時期を含む)を具体的に提案すること。

5. 報告書の作成

業務(1)～(5)の成果を取りまとめ報告書を作成すること。

紙媒体：3部(パイプファイル綴じでA4判200頁程度。必要に応じて図面等はA3版縮尺2万5千分の1以上とし、その場合は折込むこと。)

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体(DVD-R)3式
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省吉野管理官事務所

6. 資料の貸与及び返却

(1) 必要に応じて、以下の図書及び関係資料(一部電子媒体を含む)を請負者に貸与するものとする。ただし、市販されているもの、インターネット上に公表されているものについては、請負者の負担において備えるものとする。これらを踏まえて業務を行うこと。

①関係通知(環境省ホームページで閲覧可)

- ・「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」
(平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号、環境省自然環境局長通知)
- ・「国立公園及び国定公園の調査要領について」
(平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305172 号、環境省自然環境局長通知)
- ・「国立公園の公園計画作成要領等について」
(令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 2204015 号、環境省自然環境局長通知)
- ・「国立公園の公園計画等の見直し要領について」
(令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 2204016 号、環境省自然環境局長通知)

②計画関係

- ・吉野熊野国立公園指定書及び公園計画書

(昭和 63 年 11 月 7 日環境省告示第 52 号～55 号)

- ・吉野熊野国立公園指定書及び公園計画書

(平成 9 年 12 月 16 日環境省告示第 90 号～93 号)

- ・吉野熊野国立公園指定書及び公園計画書

(平成 18 年 1 月 19 日環境省告示第 3 号～8 号)

- ・吉野熊野国立公園（吉野地域）区域及び公園計画図

(平成 18 年 1 月 19 日環境省告示第 3 号～8 号)

- ・吉野熊野国立公園 吉野地域管理計画書（平成 13 年 12 月改定）

③報告書

- ・平成 21 年度国立・国定公園総点検業務報告書

- ・平成 28 年度吉野熊野国立公園等における再生可能エネルギーの効率的導入のための自然環境等インベントリ整備推進委託業務報告書

- ・平成 29 年度吉野熊野国立公園等における再生可能エネルギーの効率的導入のための自然環境等インベントリ整備推進委託業務報告書

(2) 請負者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに担当官に返却しなければならない。

(3) 請負者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復しなければならない。

(4) 請負者は、図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

7. 著作権等の取扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について、担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省セキュリティーポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときには、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要となった場合には、確実に返却し又は破棄すること。
- また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に破棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施したセキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティーポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・ プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・ 画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・ GIS；ESRI 社 ArcGIS Pro（ファイル形式は「バージョン 3.2）」以降で作成したもの）

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opensource.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

表 1 地形項目

①大地形	大起伏山地、小起伏山地、隆起準平原のある山地・丘陵、断層山地・地塁、曲隆山地、丘陵、洪積台地、曲降盆地、断層盆地、堆積平野、多島海
②地殻の変動による地形	非火山性孤峰、構造盆地、地震断層、活断層崖（横ずれ含む）、その他の断層崖、撓曲崖、活褶曲、衝上断層、断層湖、堰止湖、隆起波食棚、隆起海食洞、隆起サンゴ礁、二重山稜・線状凹地、地割れ、噴砂現象、断崖・岩壁、岩塊斜面・岩海
③火山の活動による地形	成層火山、火山岩尖、溶岩円頂丘、火山碎屑丘、寄生火山（火山）、火口、爆裂火口、カルデラ（カルデラ壁）、火口湖、カルデラ湖・火山原湖、溶岩流、溶岩台地、火山性高原、火砕流台地、火砕流凹地、火山麓扇状地、流れ山（流丘）、堰止湖、溶岩末端崖、溶岩トンネル、枕状溶岩、溶岩樹型、地獄・泥火山・噴泉塔、火山岩頸
④地質を反映した地形	カルスト台地、カッレンフェルト、ドリーネ、ウバーレ、ポリエ、鍾乳洞、石灰華段丘、石灰華ドーム、円錐カルスト、塔状カルスト、沈水カルスト、平頂峰（キャップロック）、メサ、ビュート、ケスタ、非対称谷、残丘、花崗岩ドーム、岩峰・岩峰群、奇石怪石・巨石群、天然橋・岩門・石門、柱状節理・板状節理、バッドランド、地すべり地、地すべりによって生じた凹地、池、千枚田、蜂の巣状構造
⑤河川の作用による地形	峡谷、懸谷、滝及び滝壺、ナメ・淵、甌穴群（ポットホール）、土柱、穿入蛇行、還流丘陵、河川争奪地形、風隙、谷中分水界、堰止湖、湖岸段丘、谷底平野、谷戸（谷津・谷地）、埋積谷、河岸段丘及び段丘崖、瀨、瀬、扇状地、沖積錐、合流扇状地、網状流、天井川、水無川、湧泉・湧泉群、自然河川、自由蛇行（自然蛇行）、自然堤防、旧河道、後背湿地、河畔砂丘、三日月湖、落堀（押堀）、三角州、延長川、マッドランプ、残丘、断崖・岩壁
⑥氷河・周氷河の作用による地形	カール、氷食による岩壁、アレート、氷食尖峰、氷食谷、羊背岩、モレーン、周氷河性波状地、デレ、化石周氷河現象、岩塊流、岩石氷河、化石構造土、クリオペディメント、麓屑面、永久凍土、パルサ、構造土、アースハンモック、谷地坊主、雪食凹地、ペイブメント、風食裸地、アバランチシュート、非対称山稜、非対称谷
⑦その他の地形	隆起準平原、準平原遺物、鋸歯状山稜、キレット、大規模崩壊地、崩壊地、崩壊堆積地形、土石流堆積地形、崖錐、風穴、ペディメント、鉄穴（かんな）流し跡地、高層湿原・池塘、中間湿原、低層湿原、湖沼、堰止湖、厚い段丘礫層、地層等の見える大露頭、指標テフラの見える露頭、断層露頭、不整合露頭、特徴的な稜線

表 2 自然現象

①火山現象	地獄、間欠泉、噴火、噴泥、泥火山現象、噴泉、噴泉塔、噴気、温鉱泉
②気象現象	霧（海霧、川霧、山霧、雲海）、氷河、万年雪、雪田、雪溪、雪形、霧氷、樹氷、結氷（御神渡）
③水象現象	湧水、渦流

表 3 文化的景観

種類	景観要素
①宗教景観	社寺、仏閣、社叢林、参詣道、修験道の霊場、教会、自然崇拜対象物（夫婦岩）等
②集落景観	漁村、山村、農村、宿場町、門前町等
③産業景観	棚田・千枚田、段々畑、美林、養殖筏、石干見（魚垣）、放牧等
④その他	史跡・遺跡、防風林、防潮林、砂防林、風俗（行事、祭り、民謡、民芸）、自然の恵みを活用した生活・食に関する文化等

吉野熊野国立公園(北部)公園計画図

